

○災害時拠点強靱化緊急促進事業 制度要綱

改正案	現行
<p style="text-align: right;">平成 26 年 4 月 1 日 国住街第 1 6 5 号 国土交通省住宅局長通知 最終改正 <u>令和 2 年 3 月 31 日</u> 国住街第 <u>179</u> 号</p> <p>第 1 目的 この要綱は、大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者及び負傷者<u>等</u>（以下「帰宅困難者等」という。）を一時的に受け入れる施設の確保を図るため、学校、民間ビルや病院等の建築物において、帰宅困難者等を受け入れるために必要となるスペース、防災備蓄倉庫及び設備等を整備する事業について、国が必要な助成を行い、緊急的な促進を図るための制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。</p> <p>第 2 定義 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる</p> <p>一 災害時拠点強靱化緊急促進事業 大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者等に対応するため、この要綱において定めるところに従って実施される事業で、一時滞在施設及び災害拠点病院<u>等</u>の整備に関する事業をいう。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 災害拠点病院<u>等</u> 平成 24 年 3 月 21 日付厚生労働省医政局長通知「医政発 0321 第 2 号災害時における医療体制の充実強化について」に基づく災害拠点</p>	<p style="text-align: right;">平成 26 年 4 月 1 日 国住街第 1 6 5 号 国土交通省住宅局長通知 最終改正 平成 <u>31 年 3 月 28 日</u> 国住街第 <u>435</u> 号</p> <p>第 1 目的 この要綱は、大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者及び負傷者（以下「帰宅困難者等」という。）を一時的に受け入れる施設の確保を図るため、学校、民間ビルや病院等の建築物において、帰宅困難者等を受け入れるために必要となるスペース、防災備蓄倉庫及び設備等を整備する事業について、国が必要な助成を行い、緊急的な促進を図るための制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。</p> <p>第 2 定義 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる</p> <p>一 災害時拠点強靱化緊急促進事業 大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者等に対応するため、この要綱において定めるところに従って実施される事業で、一時滞在施設及び災害拠点病院の整備に関する事業をいう。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 災害拠点病院 平成 24 年 3 月 21 日付厚生労働省医政局長通知「医政発 0321 第 2 号災害時における医療体制の充実強化について」に基づく災害拠点</p>

改正案	現行
<p>病院及び令和元年6月20日付厚生労働省医政局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知「<u>医政発0620第8号、障発0620第1号 災害拠点精神科病院の整備について</u>」に基づく災害拠点精神科病院をいう。</p> <p>四 ～ 八 (略)</p> <p>九 備蓄品 災害時に備えた食料、水及びブランケット（災害拠点病院等の場合にあつては、医薬品、医療器具及び簡易ベッドを含む。）をいう。</p> <p>十 (略)</p> <p>十一 受入関連施設 災害時に使用する非常用発電機、<u>給水関連設備（耐震性貯水槽、防災井戸等で、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。）</u>、マンホールトイレ、<u>非常用通信・情報提供施設、災害用の大型ヘリコプターに対応するヘリポート（ただし、災害拠点病院等に限る。）</u>等の施設をいう。</p> <p>十二 基礎事業 次に掲げる交付金又は補助金を受けて施設・建築物の整備を行うものをいう。</p> <p>イ 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金その他の施設・建築物の整備に対する交付金又は補助金</p> <p>ロ 復興庁所管の東日本大震災復興交付金</p> <p>ハ 文部科学省所管の学校施設環境改善交付金、私立学校施設整備費補助金その他の学校施設の整備に対する交付金又は補助金</p> <p>ニ 厚生労働省所管の医療提供体制施設整備交付金、医療施設運営費等補助金その他の医療施設の整備に対する交付金又は補助金</p>	<p>病院をいう。</p> <p>四 ～ 八 (略)</p> <p>九 備蓄品 災害時に備えた食料、水及びブランケット（災害拠点病院の場合にあつては、医薬品、医療器具及び簡易ベッドを含む。）をいう。</p> <p>十 (略)</p> <p>十一 受入関連施設 災害時に使用する非常用発電機、耐震性貯水槽、防災井戸、マンホールトイレ又は非常用通信・情報提供施設等の施設をいう。</p> <p>十二 基礎事業 次に掲げる交付金又は補助金を受けて施設・建築物の整備を行うものをいう。</p> <p>イ 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金、<u>都市機能立地支援事業補助金</u>その他の施設・建築物の整備に対する交付金又は補助金</p> <p>ロ 復興庁所管の東日本大震災復興交付金</p> <p>ハ 文部科学省所管の学校施設環境改善交付金、私立学校施設整備費補助金その他の学校施設の整備に対する交付金又は補助金</p> <p>ニ 厚生労働省所管の医療提供体制施設整備交付金、医療施設運営費等補助金その他の医療施設の整備に対する交付金又は補助金</p>

改正案	現行
<p>十三 ～ 十四 (略)</p> <p>第3 事業の実施 事業主体は、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。</p> <p>一 一時滞在施設整備事業 一時滞在施設として、帰宅困難者を受け入れるための退避施設(受入スペース)、防災備蓄倉庫又は受入関連施設の整備</p> <p>二 災害拠点病院等整備事業 災害拠点病院等として、第2 第三号の通知において厚生労働省が定める指定の要件に適合させるための受入スペース、備蓄倉庫又は受入関連設備の整備</p> <p>第4 事業要件 第3に掲げる事業の要件は次に定めるものとする。</p> <p>1 第3 第一号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。</p> <p>一 大規模災害発生時において100人以上 <u>（既存の建築物を活用する場合には、20人以上）</u> の帰宅困難者を受け入れることに関して地方公共団体と協定を締結するものであること</p> <p>二 ～ 五 (略)</p> <p>六 <u>令和6</u>年3月31日までに着手（基礎事業により国の交付金又は補助金を受けて設計等に着手した場合、又は施設・建築物の設置等に関して法令に基づく許認可等を了した場合を含む。）された事業であること。</p> <p>七 ～ 八 (略)</p> <p>2 第3 第二号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。</p>	<p>十三 ～ 十四 (略)</p> <p>第3 事業の実施 事業主体は、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。</p> <p>一 一時滞在施設整備事業 一時滞在施設として、帰宅困難者を受け入れるための退避施設(受入スペース)、防災備蓄倉庫又は受入関連施設の整備</p> <p>二 災害拠点病院整備事業 災害拠点病院として、第2 第三号の通知において厚生労働省が定める指定の要件に適合させるための受入スペース、備蓄倉庫又は受入関連設備の整備</p> <p>第4 事業要件 第3に掲げる事業の要件は次に定めるものとする。</p> <p>1 第3 第一号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。</p> <p>一 大規模災害発生時において100人以上の帰宅困難者を受け入れることに関して地方公共団体と協定を締結するものであること</p> <p>二 ～ 五 (略)</p> <p>六 <u>平成36</u>年3月31日までに着手（基礎事業により国の交付金又は補助金を受けて設計等に着手した場合、又は施設・建築物の設置等に関して法令に基づく許認可等を了した場合を含む。）された事業であること。</p> <p>七 ～ 八 (略)</p> <p>2 第3 第二号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。</p>

改正案	現行
<p>い。</p> <p>一 災害拠点病院等として都道府県の指定を受けていること又は受けることが確実であること。</p> <p>二 (略)</p> <p>第5 ～ 第8 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1 施行期日</p> <p>改正後の要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1 施行期日</u></p> <p><u>改正後の要綱は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>い。</p> <p>一 災害拠点病院として都道府県の指定を受けていること又は受けることが確実であること。</p> <p>二 (略)</p> <p>第5 ～ 第8 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1 施行期日</p> <p>改正後の要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p>